

令和2年度の運用状況

ID 1017152 総務課 (☎514-8128)

情報公開制度と個人情報保護制度

市では、市民の知る権利を保障するための「情報公開制度」と、プライバシーを保護するための「個人情報保護制度」を実施しています。この二つの制度の令和2年度運用状況をお知らせします(件数はすべて令和3年3月31日現在)。

情報公開制度

どなたでも市が持っている情報の閲覧や視聴、写しの交付を求めること(行政情報公開請求)ができます。個人情報などの例外を除き、原則として公開します(表1)。

表1 行政情報公開請求の状況 (件)

請求手続件数	71		
決定件数(※)	76		
決定内容	全部公開	35	
	部分公開	17	
	非公開	非公開	6
		不存在	18
却下	0		
却下	0		

※1件の請求に対して複数の決定を行う場合があります

個人情報保護制度

プライバシー保護のため、市に個人情報の適正な取り扱いを義務付け、また、本人には市が保有している個人情報・特定個人情報の開示や訂正、消去・廃棄、利用中止を求める権利を保障する制度です(表2・3・4)。

表2 保有個人情報・特定個人情報開示請求などの状況 (件)

請求の種類	請求の種類				
	開示	訂正	消去など	利用中止	
請求手続件数	保有個人情報	46	0	0	0
	特定個人情報	0	0	0	0
決定状況(※)	承諾	36	0	0	0
	一部承諾	7	0	0	0
	不承諾	6	0	0	0
	却下	0	0	0	0
その他	取り下げ	0	0	0	0

※1件の請求に対して複数の決定を行う場合があります

表3 保有個人情報取扱事務の状況 (件)

令和2年度中の届出数			令和2年度末現在累計
新規事務	内容変更	廃止	
41	5	6	739

表4 特定個人情報取扱事務の状況 (件)

令和2年度中の届出数			令和2年度末現在累計
新規事務	内容変更	廃止	
0	1	0	52

情報公開や個人情報開示などの請求方法

- ▶請求場所 情報公開窓口(市役所1階市民相談窓口内)です。
- ▶情報公開請求方法 窓口、郵送、ファクスまたは電子申請で請求できます。

▶個人情報開示などの請求方法

本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)を持参し、情報公開窓口へお越しください。また、訂正を請求する場合には、情報が誤りであることを証明するものも必要です。なお、特定個人情報開示などの場合は、本人確認書類が異なりますので、総務課までお問い合わせください。

情報公開などの決定と方法

請求日の翌日から原則14日以内に公開・非公開などを決定し、お知らせします。情報の閲覧などで市役所にお越しいただく場合があります。なお、写しの交付には1枚10円の写しの作成費用がかかります。

審査請求

情報公開請求などに対する市の決定に不服がある場合には、市に対して審査請求ができます。請求を受けた市は審査会に諮問し、その答申を尊重して最終決定をします。

情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会

審査請求について、市からの諮問を受けて審査する機関です。市長が委嘱した7人の委員により審査します(表5)。

表5 情報公開・個人情報保護などに係る審査請求の状況(審査会における諮問の審査状況/8回開催・諮問案件数20件)

審査会の判断・審査状況	件数
市の決定を妥当としたもの	15
市の決定の一部を不当としたもの	0
市の決定の全部を不当としたもの	0
審査請求の取り下げを受けて、市が諮問の取り下げをしたもの	1
審査中のもの	4

情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護の両制度が適正に運営されているかをチェックするために設けられた審議機関です。10人の委員で構成され、うち4人が市民公募の委員です。個人情報の取り扱いについての諮問の他、コンピューターネットワークの管理運営に関する重要事項なども審議します(表6)。

表6 審議会への諮問(7回開催・諮問案件数30件)

諮問事項※	件数	諮問事項※	件数
要配慮個人情報の収集	20	外部提供	5
本人以外からの収集	10	外部提供の通知省略	4
本人以外収集の通知省略	10	外部とのオンライン結合	0
目的外利用	6	制度運営上の重要事項	4
目的外利用の通知省略	6	諮問事項合計	65

※一つの諮問案件に複数の諮問事項が含まれる場合があります



生活・環境

高幡不動商店会～高幡不動商店会謝恩福引サマーセール

ID 1009729

日程 売り出し…6月24日(木)～7月11日(日)、当選発表…7月12日(月)、景品交換…7月12日(月)～17日(土)
会場 高幡不動商店会内
内容 抽選会、ふれあいギャラリー
間 同商店会(堀内☎591-3327)

6月の自然観察会～冷たい湧水と木漏れ日の小道を散策し、黒川清流公園を訪ねよう

ID 1007973

日程 6月26日(土)※雨天中止
集合 9:30豊田駅北口、12:30黒川清流公園解散
内容 樹木・植物観察
案内 日野みどりの推進委員
対象 小学生以下は保護者同伴
定員 申込制で先着20組

費用 1家族300円(資料代)
申込 6月17日(木)～25日(金)に電話
間 緑と清流課(☎514-8307)

みんなの環境セミナー～黒川清流公園の初夏を探そう

ID 1014325

日程 7月1日(木)
集合 10:00カワセミハウス、12:00同所解散
内容 市民環境大学の公開講座。黒川清流公園で湧水の成り立ちや雑木林の大切さを学ぶ
講師 小倉紀雄氏(東京農工大学名誉教授)など
定員 申込制で先着6人
申込 6月17日(木)～30日(水)に電話
間 カワセミハウス(☎581-1164)

八王子・日野就職面接会

ID 1010271

日時 7月9日(金)13:30～16:00
会場 八王子市学園都市センターイベントホール※直接会場へ
内容 8社程度の企業と当日会場で面接可能

対象 八王子市・日野市で主に正社員を希望している方
持ち物 ハローワークの紹介状、履歴書(写真貼付)を面接希望企業数分
間 ハローワーク八王子職業相談窓口(☎042-648-8634)

虹友カフェ～LGBTとその家族・友人のためのコミュニティースペース

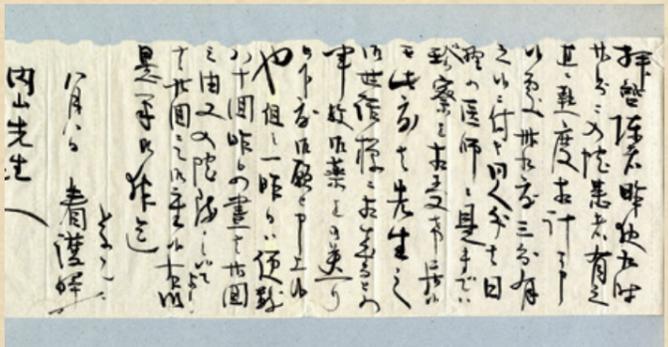
ID 1016631

性別に違和感がある、同性が好きなどのLGBTや、そうかもしれないと感じている方、あるいはその家族や友人向けに、お話や友達作りができる場所です。「性別のモヤモヤを話したい」「一緒に何ができるか考えたい」「LGBTについてもっと知りたい」といった気持ちを抱えている方は気軽にお立ち寄りください。
日時 7月18日(日)13:30～16:00※入退室自由
会場 多摩平の森ふれあい館※直接会場へ
対象 当事者、親族、支援者
間 平和と人権課(☎584-2733)

みんなのさぶるごぼれ話 48

明治30年(1897)4月1日、伝染病予防法が制定され(平成11年廃止)、各市町村に伝染病院または隔離病舎の設立が義務付けられました。
日野町ではこの年8月から9月にかけて赤痢が流行し、河原に小屋を建てて患者を隔離しました。日野町と桑田村は、10月27日付で共同の伝染病隔離病舎の設置を東京府に願ひ出て、翌々日に認可されました。隔離病舎は、川辺堀之内字中大久保80番、以前に日野市立病院があった場所に建てられました。当時、周囲は山林と畑のみで人家はありませんでした。
その後、昭和8年(1933)7月の「日野町郷土記」という記録の中に、日野町の隔離病舎について次のように書かれています。

「木造トタン葺きの平屋約120坪、14室あり、収容人数は23人。患者が発生すると、ただちに役場からの指示で収容され手当てされる。医師は町医が出張診療を行い、看護婦は八王子看護婦会から派遣される。留守居2人が常にクレゾールと石灰で消毒をする。患者が死亡した場合は火葬場で火葬する。」
昭和初期の主な伝染病は、赤痢、腸チフス、ジフテリア、パラチフスなどでした。昭和6年度における日野町(人口5千726人)の伝染病患者は、疫痢3人(全員死亡)、ジフテリア1人(死亡)、チフ



▲看護婦から町医の内山豊次郎へ、入院患者の薬の処方頼む手紙(当館蔵)

昭和初期の伝染病隔離病舎

ID 1017357

ス1人(全快)でした。この頃はまだ、病人が出てはすぐに医師に見せる者は少なく、病状が悪化して初めて医師の治療を受ければまだ良い方で、中には伝染病であることを隠して信神者などに頼む者もあり、このため伝染病などでは手遅れになって死亡する者が多い、とも書かれています。
現代でも伝染病は恐ろしいものですが、正しい予防や治療で乗り越えられるのです。

間 郷土資料館(☎592-0981)